

政府が7月14日より受付開始した家賃支援制度

家賃支援給付金とは？

5月の緊急事態宣言の延長等により、
売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、
地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給します。

支給対象（①②③すべてを満たす事業者）

①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者※

※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。

②5月～12月の売上高について、
・1カ月で前年同月比 **▲50%以上** または、
・連続する3カ月の合計で前年同期比 **▲30%以上**

③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い

給付額

法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円を一括支給。

算定方法 申請時の直近1カ月における支払賃料（月額）
に基づき算定した給付額（月額）の6倍

| | 支払賃料（月額） | 給付額（月額） |
|-------|----------|--|
| 法人 | 75万円以下 | 支払賃料×2/3 |
| | 75万円超 | 50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円（月額）が上限 |
| 個人事業者 | 37.5万円以下 | 支払賃料×2/3 |
| | 37.5万円超 | 25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円（月額）が上限 |

相談ダイヤル **家賃支援給付金 コールセンター**

0120-653-930（平日・土日祝日8:30～19:00）

電子申請を基本としますので、**経済産業省ホームページ内「家賃支援給付金」**をご覧ください。
申請方法や必要書類等が示されています。

裏面は、**政府が支給する家賃支援給付金に、埼玉県が上乗せ支給する制度及び賃貸人(オーナー)への支援制度**です。

埼玉県が7月17日より受付開始した家賃支援給付金制度

賃借人（テナント事業者）に対する支援

給付額 支払家賃の1/15（6か月分を一括給付）

上限額：20万円（複数店舗を賃借している場合は30万円）

条件

- (1)、(2)をすべて満たすこと。
- (1) 令和2年5月から12月において、以下のいずれかに該当する者
ア いずれか1か月の売上が前年同月比で50%以上減少
イ 連続する3か月の売上の合計が前年同期比で30%以上減少
- (2) 2019年度の月平均売上が15万円以上であること



埼玉県のマスコット「さいたまっちゃん」

賃貸人（オーナー等）に対する支援

給付額 令和2年4月～6月において、賃貸人が店舗の家賃（注）を20%以上減免した月について、減免額の5分の1（上限額：賃貸人につき20万円）

（注）家賃は、建物の月額家賃（共益費、管理費及び消費税を含む。）とし、駐車場代、土地の賃借料などは対象外です。

条件

- ア 下記A-D すべてに該当する賃借人(物品販売又はサービスの提供のテナント事業者)に対して令和2年4月～6月の少なくとも1か月分の家賃を20%以上減免した。
 - イ 本支援金を重複して申請していない。
 - ウ 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していない。
- A 令和2年4月～6月において、次のいずれかに該当する賃借人(テナント事業者)。
- (1) いずれか1か月の売上が前年同月比で50%以上減少している。
 - (2) 3か月の売上の合計が前年同期比で30%以上減少している。
- B 令和2年4月～6月において、営業停止など店舗が営業できなくなるような行政処分を受けていない。
- C 次のいずれにも該当しない。
- (1) 賃貸人である個人又は法人の代表者と実質的に同一人である。
 - (2) 賃貸人である個人又は法人の代表者の配偶者又は一親等以内の親族である。
 - (3) 賃貸人である法人と会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する親会社等と子会社等の関係にある。
- D 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団等に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していない。

申請書類 申請期間 問合せ先

埼玉県ホームページ内「中小企業・個人事業主等家賃支援金」にてダウンロード。
申請方法や必要書類・詳細等が示されていますので確認ください。

令和2年7月17日（金曜日）から令和2年10月16日（金曜日）まで（消印有効）

埼玉県中小企業等支援相談窓口

電話 0570-000-678（ナビダイヤル）（平日・休日とも 午前9時～午後6時）
又は 048-830-3754（土日祝日を除く 午前9時～午後5時）

高木功介事務所ではEメール・FAXによる問合せ受付とサポートを致します。

Eメールアドレス victory@takagikosuke.jp FAX 048-762-7861

埼玉県議会議員 高木功介 Profile



昭和51年2月、埼玉県出身、44歳。私立本郷高校、筑波大学国際総合学類卒業。筑波大学大学院人文社会科学部研究科修了。博士(国際政治経済学)取得。現在、慶應義塾大学大学院経営管理研究科修士課程 EXECUTIVE MBAプログラム在籍。筑波大学研究員を経て外務省入省。国際法局、総合外交政策局に勤務。自民党埼玉県連の一般公募に合格。19670票を戴きトップ当選(埼玉県議1期目)。所属委員会 文教委員会、危機管理・大規模災害対策特別委員会
編著書 『日本外交の150年 - 幕末・維新から平成まで』(出版 日本外交協会)
趣味 テニス、サッカー(浦和レッズ)観戦、クラシック音楽鑑賞
座右の銘 「君子 行くに徑に由らず」(論語「雍也」 抛り)
家族 妻(医師、新型コロナウイルス医療に従事中)、母
身長 175センチ 体重 68キロ

Facebook Twitterで県政報告中